

国民健康保険料算定の明細

区分	賦課基準	料率	算出額
所得割	円 714	⑦	円 118,167
資産割	円 23,92	⑧	円 7,176
均等割	円 10,410	⑨	円 20,820
平等割	1世帯当り 13,580	⑩	円 13,580
算出年額 ⑦+⑧+⑨+⑩	条例による減額 均等割分 平等割分	限度 超過	異動による 調整額
⑦ 円 118,167	⑧ 円 7,176	⑨ 円 20,820	⑩ 円 13,580
⑦+⑧+⑨+⑩ 円 159,743	前月までに納入 すべき額	差引納入額 ⑩-⑨	精算後の納入額 7月 円 14,940 8月からの月額 円 14,200
⑦ 円 118,167	⑧ 円 7,176	⑨ 円 20,820	⑩ 円 13,580
⑦+⑧+⑨+⑩ 円 159,743	前月までに納入 すべき額	差引納入額 ⑩-⑨	精算後の納入額 7月 円 14,940 8月からの月額 円 14,200

賦課基準額の計算例

- 給与所得の場合
収入金額ー給与所得控除ー割増給与所得控除ー基礎控除＝賦課基準額
300万円ー106万5千円ー2万円ー26万円＝165万5千円
- 営業所得の場合
営業所得十専従者給与ー基礎控除＝賦課基準額（専従者給与がある場合、）
100万円＋91万5千円ー26万円＝165万5千円（営業所得にプラスします）

保険料の計算例

左に掲げた例は、国保に2人加入されている例で、59年度の2人の合計所得が165万5千円、60年度分の2人の固定資産税額が3万円という世帯のものです。

それぞれ決められた料率をかけ、均等割と平等割を合計して出てきた年間保険料が159,740円です。4月から6月の3か月間で、31,200円を納めていますので、残りの128,540円を9か月で割ったものが、精算後の月額保険料となります（7月分は端数整理）。

なお、保険料についてのくわしいことは、市役所保健課保険給付係（24-2111内線213、214）へお問い合わせください。

医療費の伸びが急上昇

左下のグラフは、一人当たりの医療費と保険料を年度別に表したものです。五十九年度の医療費は、老人一人当たりが四十万三千二百六十七円で、前年に比べ一八・六％増、また老人を除く一般医療費（退職者等医療費を含む）も一三・六％増となり、それぞれが大幅に増加していることがわかります。医療費が伸びる

と、それにつれて皆さんから納めていただく保険料も、それ相応に多く負担していただかなければなりません。

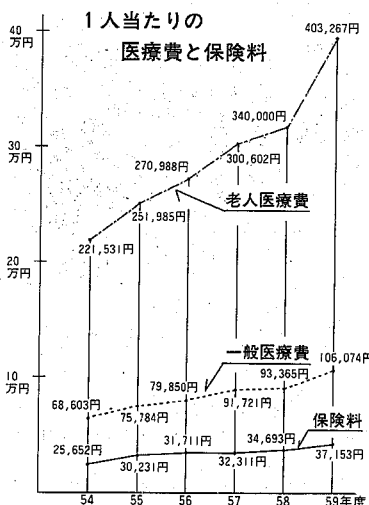
老人医療費に六億五千五百万円支出

老人医療費は、国保会計から除かれ、老人保健特別会計で経理されていますが、国保会計から老人の加入割合、医療費割合に見合う額が老人医療費提出金として支出されています。六十年度では、前年に比べ一億六千万円増となっており、一人当たり二十万円の提出金を支払っています。

「退職者医療制度」の届出を
昨年の十月一日から「退職者医療制度」が発足しましたが、まだ届出の済んでいない方は、早めに手続きをしてください。なお退職者医療制度の対象になる人は、次の要件を満たす人とその家族です。

- 国民健康保険に加入している人
- 厚生年金や共済年金など、被用者年金制度の老齢（退職）年金を受給できる人で、被用者年金の期間が二十年以上、または四十歳以降で十年以上の人
- 老人保健法の適用を受けていない人

医療費を節約してください。



お買物、ご用命は市内で

スタジオサカヅキ
新津市本町四丁目5-1 ☎24-6211

免許・証明写真
一般写真技師

結婚出張撮影
お見合写真

駐車場あり

第一小学校 2丁目

本店

カメラのサカヅキ

中津 至五島

能代川 新町店

自分で作るって楽しいですよ!!
毎週金曜日 手作り教室を開いています
材料費のみ（受講料は無料）です。

子供服教室、オリジナルバック教室、モザイクアート教室
エプロン教室、その他「フオーム」教室(有料)もあります
午前の部 9:30～12:30 午後の部 1:30～4:30
お好きなところからお気軽にどうぞ(受付随時)

SENSE & IDEA
(有)洋装のきむら
新津市本町3丁目2番15号 ☎22-1495

大好評!!



治療よりまず予防(金津小で行われた市民健診から)

国民健康保険料

60年度の料率が決定

国保加入状況

昭和60年5月31日現在

加入世帯数 7,622世帯
加入者数 19,857人

国民健康保険60年度料率

区分	料率
所得割	所得金額10,000円について 714円
資産税	固定資産税(土地家屋)額 10,000円について 2,392円
均等割	加入者1人について 10,410円
平等割	1世帯について 13,580円

保険料は七月から精算額で

「精算賦課」による保険料は、前年の所得をもとに七月に料率を定め、四月から六月まで三か月間の暫定保

今年度の正式な国保料が決まりました。これを国保料の「精算賦課」といいます。国保料は、前年分の所得や固定資産税などを「賦課基準額」として算出します。このため、前年の所得が決定するまでの四月から六月分までは、前年度の保険料の十二分の一の額を月額としていました。

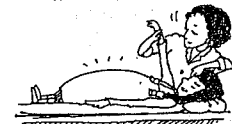
保険料の最高限度額は三十五万円

保険料は、世帯主が国保に加入していても、世帯主が納入義務者となります。賦課額の算定にあたっては、世帯主および加入者の所得、資産が賦課の対象となります。しかし、世帯主が加入者でない場合(擬制世帯)は、

保険料を差し引いて、七月以降の保険料が決定されます。七月分から新しい保険料の納付書が皆さんの手元に届けられますが、今年度の保険料を決める料率は、左の表のとおりです。これらの四つの合計額が、今年度の保険料です。

上手な受診で医療費節約を

●お医者さんを信頼しよう



●病院めぐりはしない



●クスリをやたらにほしがらない



●夜間、休日の受診はさけましょう



また、一世帯当たりの年間保険料の最高限度額は、三十五万円で、昨年度と同じです。

なお、国保料の賦課基準額および具体的な計算例は、五「上段」とおりです。

保険料の引ききり制度もあります。所得の低い世帯には、保険料が引き下げられます。引き下げる額、条件などは、右の表のとおりです。

保険料の納入は、便利な口座振替で。保険料の納入には、便利な口座振替制度もあります。希望される方は、市の指定金融機関で手続きしてください。手続きには、預金通帳と印鑑、そして保険証または領収書が必要です。

なお、この引ききりは、所得の申告がないと該当になりません。保険給付係でも所得照会を行いますので、その際は必ず申告をしてください。

保険料の引ききり

前年中の所得が26万円以下の世帯

(6割引き)

▶加入者1人につき 4,908円

▶世帯当たり 6,498円

前年中の所得が世帯主26万円と加入者1人につき19万5千円ずつ引いていくと所得がなくなる世帯

(4割引き)

▶加入者1人につき 3,272円

▶世帯当たり 4,332円

お買物、ご用命は市内で

銘菓栗太郎
和洋菓子
田家屋

新津市本町四丁目 ☎24-0430

駿河屋
和洋菓子
銘菓雪かこい

新津市本町二丁目 ☎22-0543

肌着・化粧品
資生堂チェーンストア

本町2丁目 ☎22-0418 ☎23-0630

第四銀行が向い。北越銀行がとなり。